## 〇生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月生駒市条例第44号)新旧対照表

現行	改正案
(職員)	(職員)
第10条 略	第10条 略
2 略	2 略
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府 県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市 の長が行う研修を修了したものでなければならない。
(1)~(10) 略	(1)~(10) 略
4 • 5 略	4・5 略
附 則 (経過措置) 第2条 この条例の施行の日から <u>平成32年3月31日</u> までの間、第10条第3項の 規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了した もの( <u>平成32年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」と する。	附 則 (経過措置) 第2条 この条例の施行の日から <u>令和2年3月31日</u> までの間、第10条第3項の規 定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したも の( <u>令和2年3月31日</u> までに修了することを予定している者を含む。)」とす る。